

なごや 市民活動通信



2014
12月号
No.28
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」を目指して
名古屋市社会福祉協議会 地域福祉リーディングモデル事業
シリーズ はち丸くんのちょこっと講座
～認定NPO法人制度の税制優遇（相続人等が相続財産等を寄附した場合）～

センターニュース



ぼらチャリパークに名古屋おもてなし武将隊がやってくる！ & ぼらチャリファミリーコンサート♪

平成27年1月25日（日）に開催されるボランティア・NPO交流イベント「ぼらチャリパーク」に新情報！

「若者向け消費者被害防止キャンペーン」のPRキャラクターとなった名古屋おもてなし武将隊が、ぼらチャリパークにやってくる、ステージを大いに盛り上げてくれます！

他にも楽しい企画を用意しています。ぜひ、ナディアパークへ遊びに来てください。（※出場する武将は未定です）



また、平成27年2月14日（土）に、「ぼらチャリファミリーコンサート」が、中電ホールで開催されます。スタジオジブリの歌でおなじみの「井上あずみ」とその娘「ゆーゆー」が、「ぼらチャリ室内楽団」の演奏と共に、心温まる曲の数々をお届けします。このコンサート、参加費のうち一部が、チャリティーとして社会貢献文化促進イベント「ぼらチャリvol.3」の参加団体に配分されるのです！バレンタインデーに、親子で過ごす楽しいひとときが、社会貢献にもつながります。小さなお子様のいるパパママにも嬉しい、乳幼児も参加OKとなっております。

「ぼらチャリvol.3」、「ぼらチャリファミリーコンサート」の参加方法は、当センターホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」 <http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/> をチェック！

ぼらんぼナビ

検索

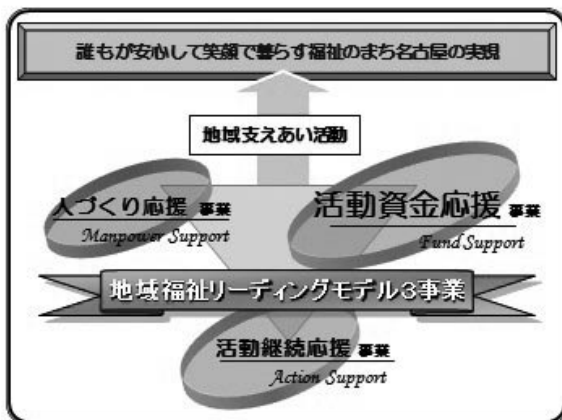
特 集

「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」を目指して 名古屋市社会福祉協議会 地域福祉リーディングモデル事業

◆1 「地域福祉リーディングモデル事業」とは？

「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」を目指すために平成17年度から始まった、地域支えあい活動の立ち上げや継続を応援する事業です。下記の3事業で構成されています。

①人づくり応援 (マンパワーサポート)	地域支えあい活動を行うために必要な人材養成講座を行う
②活動資金応援 (ファンドサポート)	地域支えあい活動の開始と定着に必要な資金を3年間助成する
③活動継続応援 (アクションサポート)	①の受講者・②の助成団体を対象に、安心して安定した活動ができるように個別相談等を行う



この事業は、市民の方からのご寄付を原資とした「名古屋市福祉基金（地域福祉推進・子育て支援基金）」を活用しています。

◆2 「地域支えあい活動」とは？

地域には、日常生活を送る上で、ゴミ出しや電球の交換などのちょっとしたことに困っている方や、地域との接点がなく孤立しがちな方など、生きづらさを感じている方がいらっしゃいます。今、そうした方々も地域で安心して笑顔で暮らすために求められているのが、地域住民による「地域支えあい活動」です。

対象は、赤ちゃんから高齢者、障がい者、幅広く地域住民など、さまざま。活動も、日常的な小地域での支えあい、地域住民同士の交流の場づくり、知識や技術を学び合う講座や研修など、多岐にわたっています。

今年度からの助成金を受けて新たに立ち上げられた活動として、「働く女性の居場所づくり」、「家庭内での安全性を高める地域防災力向上」、「子どもと若者が自分のやりたい・なりたいたいことに向かって、学び、考え、体験する場づくり」があります。

◆3 「地域支えあい活動」立ち上げ資金助成団体募集中！

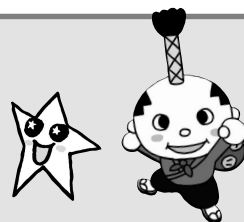
現在、名古屋市内で新たに「地域支えあい活動」を立ち上げるのに必要な助成を受ける団体を募集しています。「活動を始めたいけれど、資金が(足ら)なくて…」という団体の方はぜひご応募ください。

①はじめの一步を応援助成 (助成金額:3年間で上限30万円)

【審査(面接審査)】平成27年1月7日(水)午後

②さらなる一步を応援助成 (助成金額:3年間で上限200万円)

【プレ審査結果の返却兼説明会】平成26年12月24日(水)午後



(文責:名古屋市社会福祉協議会 地域福祉推進部)



認定NPO法人制度の税制優遇 (相続人等が相続財産等を寄附した場合)

財産を相続したり、遺言で遺言者の財産を無償で譲り受けたりしたものを認定NPO法人に寄附したら何かあるの？



取得した財産を相続税の申告期限までに、認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をしたものは、相続税の課税対象から外れるんだ。



仮認定NPO法人と認定を受けていないNPO法人には適用されないの？



そうだよ。この優遇措置は認定NPO法人のみに適用されるんだよ。



10月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目 的
NPO食と健康 [瑞穂区]	食と健康に関する情報提供事業を行い、健康増進が医療費抑制推進となるよう、食バランスのとれた人間形成、成長を支援するとともに社会全体の利益に貢献し、他のNGO・NPOと協力し持続可能なく生きる力>を育む「食・栄養・健康の保健分野での国際協力」活動に携わり社会貢献活動をめざす
歌舞伎と演劇文化を守る会 [中区]	名古屋近辺に拠点がある団体及び名古屋近辺に住む個人に対して、歌舞伎と演劇文化に関する事業を行い、文化に係る問題の改善や解決を図り、文化の向上と文化振興の増進に寄与する
クラブナゴヤ [千種区]	ウォーキング活動の啓発とレジャー活動の普及を中心に広く地域社会に貢献し、運動機能の向上や病気の予防、ストレス解消、心の安定及び活力寿命の延伸などの優れた効果の普及を目的とする。同時にレジャー活動を通した心身の発達や地域の魅力の発信を通し、広く地域と人々に寄与する
中部人権支援協会 [中区]	人権の擁護及び人権侵害防止並びに人権侵害の救済に関する事業を行い、すべての人権を擁護するための諸施策を推進し、不当、不正、不純、不法な差別を防止及び人権を守るために必要な活動をし、社会正義と道徳的環境を社会へ広く浸透させ、人権を蹂躪されている者を支援及び救済する
八風の会 [昭和区]	地域住民に対して、スポーツや身体を使ったレクリエーション及び学力、精神に関する事業を行い、身体能力や学習能力に係る問題の改善や解決を図り、心身の健全な発達の向上と地域住民の連帯の増進に寄与する
ライフパートナー [緑区]	障害者及び高齢者に対して、地域生活の一員としてよりよい生活ができるように、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、その就労及び自立支援の要望に応えることを通じて、障害者及び高齢者の社会参加ならびに家族や地域社会の福祉の増進に寄与する



10月末現在の所管法人数



認証法人数：785法人

認定法人数：6法人



名古屋市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内



1/28 [水] 知っておきたいNPO税務 [NPOアドバイザーによる専門講座]

→ 10:00~12:00

初心者向けに、NPOの特徴的な「税」のしくみを解説!NPOになったら知っておきたい税の基本を、実務手続きにそって確認します。団体の運営に必要な手続きを知り、適切な税務処理をマスターしましょう。

- 講 師: 橋本俊也氏 (税理士)
- 定 員: 20名 (先着順)
- 対 象: 新規設立法人、初めて年度末を経験する新任役職員
- 会 場: 市民活動推進センター集会室
- 参 加 費: 無料

講座受講のお申込みは、電話・FAX・メールにて受け付けます。メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・住所・電話番号・応募動機をご記入下さい。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

【問合せ・申込先】
 名古屋市民活動推進センター
 TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073
 E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
 URL: http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/

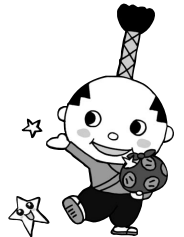
お知らせ

パブリックコメント実施中! みなさまのご意見をお寄せください

寄附の税額控除の対象となるNPO法人を条例で指定する条例個別指定制度について(案)
 配布・募集: 12/25(木)まで

名古屋市では、NPO法人への寄附を促進するための仕組みとして、条例で指定したNPO法人に対して寄附した方が税制上の優遇措置を受けられる「条例個別指定制度」について検討し、来年度からの導入に向けて指定の基準などの案を作成しました。この案について、みなさまのご意見を募集します。(制度の概要については、「なごや市民活動通信」11月号でもご紹介しています。)

みなさまからお寄せいただいたご意見につきましては、本市の考え方とあわせて後日公表する予定です。



▼配布場所

- ・名古屋市民活動推進センター
(ホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」(<http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>))でもご覧いただけます。)
- ・市民情報センター(市役所西庁舎1階)、各区役所情報コーナー・支所
- ・名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)のパブリックコメントのページ

▼提出方法

①ご意見、②住所、③氏名 をご記入のうえ、郵便、FAX、電子メール(件名は「条例個別指定制度への意見」としてください。)にて、お送りいただくか、ご持参ください。

※電話または来庁による口頭でのお申し出は、受付できかねますのでご了承願います。

▼問合せ・提出先

名古屋市民活動推進センター
 〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークデザインセンタービル6階
 TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073 E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

スタッフのつづやき

スタッフ: 井村

今年も残すところ1か月。今年のやり残しはあったかしら…思い出させません。思い出せないということは…多分そうたいしたことではない…はず!!年々時間が過ぎるのが早く感じると聞きますが、私にはまだその時が来ていないようで、日々長く感じているので、あと1か月あればきっと思い出すでしょう。

